

# 専修大学社会科学研究所月報

No. 540

2008. 6. 20

## 啄木の秋風、秋瑾の秋風

— 石川啄木の回心と明治日本論 —

内田 弘

### 目 次

(1) 啄木は「歌人」か — 啄木回心の問題 —	2
(2) 清朝末期の中国	4
(3) 徐錫麟・秋瑾の決起(安慶事件)	6
(4) 新聞記者・石川啄木と秋瑾斬首の外電	8
(5) 啄木の秋風、秋瑾の秋風	9
(6) 啄木詩における秋瑾詩詞「寶刀歌」	10
(7) 啄木日記の病跡学	11
(8) 啄木のニーチェ=近代化推進の主体	12
(9) 社会時論家・石川啄木 — 明治期の産業革命と工場法 —	13
(10) 生活者の歌へ	23
編集後記	31

## (1) 啄木は「歌人」か — 啄木回心の問題 —

通常、石川啄木(1886—1912年)は歌人である、と記念されている。それでは、啄木自身は歌人と自認していただろうか。そうではない。啄木にとって、歌を読むことは、どうでもよいことであった。より正確にいえば、おおよそ1907—1908年(明治40—41年)頃に、それまで懸命に追求してきた歌詠みがどうでも良いことになったのである。彼は、自分が歌人として記念されることになる歌集『一握の砂』(1910年12月1日刊行)に収録される歌を書き、その歌集を編集し、眞の歌人になった。そのとき、歌人であろうとして生きる姿勢を放棄して数年過ぎていたのである。作歌、広くは文学をなにか特別なこと「名誉」・「光栄」としてあつかう「迷信」から眼覚めていたのである。その自覚は「生きることへの回心」である。自分が歌を作るのは、満たされない生活を営んでいると思う自分を直視するときである、自己省察の作法である、と位置づけていた。啄木は「歌を歌わなくて良いようになりたい」とさえいっていた。啄木を通常にいう歌人として評価する者はまず、『歌など、どうでもよいことである』と啄木が歌に距離をおいた地盤から啄木歌が生まれたことを知らなければならない。その距離を知らずしては、啄木歌は真実分からぬ。啄木歌は『歌なんか作らなくてもよいような人になりたい』と歌を棄却した後背から響いてくるものである。啄木歌はそのような逆説的な存在である。

啄木のこの短歌観は、彼自身における経験の累積が働いて発生したものである。その発生原因は妻節子の家出そのものではない。なるほど啄木自身、書簡などで妻の家出はショックで精神的な変化を経験しているとのべている。しかし、その家出はきっかけではあっても原因ではない。「逆に」問えばよい。妻が家出すれば、すべての夫は啄木のような精神革命を遂げるだろうか。啄木が生きてきた経験が彼自身の回心をひそかに準備してきたのである。彼自身はそう自覚していた。すでに1909年(明治44年)、「百日通信」No.22に、自己の精神史をこう書いている。

「嘗て現実は抒情詩を予の頭より逐出したり。次に来れるものは謀反気なりき。随所に予自身と一切とを破壊せんとする謀反気なりき。其謀反気は今や予の謀反気それ自身を破壊しつつあり。予は今暗き穴の中に入りて、眼の次第に暗黒に慣れ来るを待つ如き気持ちにて、静かに予の周囲と予自身を眺めつつありき。」(石川1980:198—199)。

啄木が生きる現実は抒情詩を放擲させ、その代わりに謀反気が起こり、やたらと自己と一切を破壊してやまなかつたが、やがて謀反気自体が嫌になった。不毛な謀反気を棄て、いまでは自己と環境を冷静に観察する者になっているというのである。1909年の啄木はすでに沈着・冷静になっている。血氣・侠気・天才気取りはもうない。この心境の劇的変化は、彼自身が出した書簡にも記録されている。1910年(明治43年)10月10日、生涯の友・『岩手毎日新聞』の岡山儀七(1885—1943)あての書簡でつぎのように指摘している。

「小生が《歌人》たることを名誉とも光栄とも存ぜざる者なることは、兄[岡山儀七]に於いて了解しておいて頂き度候、文学に対する迷信は数年前[1907—1908年頃]に於いて既に小生の心より消え失せたり、文学的活動が他の諸々の人間の活動より優れたりといふ理由一つもなし、といひて殊更に軽蔑する訳でもなけれど……兎も角も小生の歌の他人より優れむことを希望する者には無之、歌を歌はざる小生の他の歌を歌はざる人々より劣らんことを憂ひ居るものに候……歌を捨てたる兄より同情をうけ得べき多くの理由ありと信ず」（石川 1979b : 305—306、強調点は原文、《 》〔 〕は引用者。以下同）。

上に引用した書簡から 2 カ月後、『一握の砂』(1910 年 12 月 1 日) を刊行したばかりの啄木は、1911 年(明治 44 年) 1 月 9 日、弁護士で啄木の友人・平出修から大逆事件の幸徳秋水の弁明書を借り筆写した。その直後、啄木と合併誌『爾伎多麻』を出した親友・瀬川深(1885—1948) あての書簡でも歌をめぐる「回心」を書いている。

「実際に於いて僕は、[歌を]作りたいやうな気持のしない事が、何日、何ヶ月つづいたて、少しも何とも思はない、平氣である、ただ僕には、平生意に満たない生活をしてゐるだけに、自己の存在の確認といふ事を刹那刹那の《自己》を意識することに求めなければならないやうな場合がある、その時に歌を作る……君、僕は現在歌を作つてゐるが、正直に言へば、歌なんか作らなくてもよいやうな人になりたい……僕は歌を作るために生活してゐる人の生活に対して殆ど何の尊敬も同情も持つてゐない、さういふ生活は片輪だと思ひ、空虚だと思ふ……僕は一新聞社の雇人として生活しつつ将来の社会革命のために思考し準備してゐる男である」（石川 1979b : 323—324）。

啄木は自分の作歌の舞台裏を正直に語っている。いま、新聞社の雇員として将来の社会革命について思考し準備する立場に立っている。その観点からすると、作歌が長い間中断してもなんとも思わない。歌は自己の刹那的表現に過ぎない。作歌は、特別に高尚な活動とは思わない、作歌を他の様々な人間活動とまったく同一地平で行われる活動の一つであるとみるようになったのである。啄木の短歌観の旋回=回心は、上の引用文で確認できるように、ほぼ 1907—1908 年(明治 40—41 年) の出来事である。そのとき、いったい何が啄木に起こったのか。その時期は、石川啄木の経歴で觀れば、彼が生活困窮=一家離散のなか北海道へ渡ることを決意し、《1907 年 5 月 5 日函館へ到着→同年 9 月 13 日函館から札幌へ出発→同年 9 月 27 日札幌から小樽へ出発→1908 年 1 月 21 日小樽から釧路へ出発→1908 年 4 月 24 日釧路から函館経由で東京へ到着》と、めまぐるしく異動した時期である。短期間の商工会議所雇員や代用教員の経験を除けば、基本的に新聞記者として活動している。結局、東京朝日新聞の校正係(のちに歌壇も担当) 落ち着く。なるほど上京の目的は作家になるためであったが、結果的には、「新聞社員として生活し将来の社会革命を思考し準備する」という生活姿勢を取る。それは 1907—08 年の北海道時代の

経験を継承するものである。啄木を狭義の歌人から解放し、一個の自己及び社会の冷静な観察者にしたのは、まさに新聞記者であるという啄木の職業である。

啄木は自己の職業に誇りを持っていた。しかも、啄木は新聞記者として同時代の進展に注目し論じている。啄木は、後で詳しくみる論説「百回通信」で自負する。「今や新聞記者は隨所に其社会の公人たる地位に対して信用と敬意とを与へられつつあり。而して新聞紙の勢力は日一日と社会の各方面に浸潤しつつあり。吾人は茲に於いて、比勢力を如何に善用すべきかの問題に一顧を与ふるも等閑事に非ずと思ふ」(石川 1980 : 187)。新聞記者として社会を凝視するなかで、だれもが一個の生活者である、生活を立てることこそ人生の第一義であるという観点が生まれてくる。この観点はすでに「卓上一枝」(1908年)で到達していた。朝日新聞社の校正係の他、歌壇の主任でもあった。しかし、啄木の精神的回心を進める機軸は校正係の仕事であろう。新聞全面を日ごとに精読する作業は、その作業を通じて日本の内外に生起する事柄を精緻に知らせる。晩年にも毎日七本の新聞を精読していた。「朝に四種、夕方に郵便で来る三種の新聞だけは眞面目に読んでゐる。毎日々々同じやうで變った記事や論説の間から、時々時代進転の隱微なる消息が針のやうに頭を刺す」(石川 1979b:363)と書いている。いかなる事件が啄木に「回心」を促したのであろうか。

## (2) 清朝末期の中国

石川啄木は、札幌に滞在中 1907 年(明治 40 年)9 月に 4 回分載(18 日・24 日・26 日・27 日)のエッセイ「秋風記・綱島梁川氏を弔う」(『北門新報』)を執筆する。その年、1907 年は、日清戦争(1894-95 年)から数えて 12 年後、日露戦争(1904-05 年)の 2 年後である。いずれにも日本が勝利した。日本は官民挙げて戦勝に酔いしれた。そのころ、石川啄木は清朝の中国に強い関心を持っていた。『一握の砂』収録の短歌「朝な朝な/支那の俗歌をうたひ出づる/まくら時計を愛でしかなしみ」や 1907 年の日記などにも、清国との遭遇が記録されている。以下しばらく、清朝末期の中国の様子をみよう。

清朝が日本に敗れたのには理由がある。西洋東漸を迎撃制度(資本主義国家体系)の建設に挫折したからである。宋朝(960-1279 年)から清朝(1636-1912 年)まで持続した中国の統治体制は次のようなものであった。頂点の「皇帝」と皇帝に仕える「科挙官僚」、その下で実務を担当する下級官僚(胥吏)、その下に「均分相続制」を同族的一体化で統合する「宗族」、宗族から田畠(官戸など)を賃借りする小作人(佃戸)から成り立っていた。「皇帝=官僚」は全国を上から統治し、今日いう郷鎮以下の地域支配は「宗族」に委ねる。中国の統治機構は「皇帝=官僚」と「宗族=佃戸」の二重構造になっていたのである。科挙官僚のほとんどは、宗族の「義田」

からの収入で科挙試験を受け合格した者であり、見返りに出身宗族の「族益」に貢献する。官僚は儒教的教養で徳治する建前になっていたが、実際は俸給が小額なため「寄贈・手数料・副業(密貿易・墓碑銘揮毫・土地經營)」でレントを獲得し、同族出身の商人に特權=「商業の自由」を付与しレントを得ていた。剩余は族益として狭隘な同族に滞留し祭儀に浪費され、国民経済の拡大=再生産のファンドに活用される経路と制度がない。官僚に高い地租を定められ収奪される自作農は自己所有の土地(編戸)を地租代わりに手放し、小作人(佃戸)に転落する。彼らの土地は地租の安価な「官戸」として宗族に払い下げられ族益の基盤となる。収入不足の小作人は、宗族が族益を投資して経営する都市ギルドに出稼ぎに行っては帰郷する。佃戸は小作料が支払えず、流民となり中国の底辺に淀み、暴徒となる。のちにその一部が「三大規律八項注意」の八路軍などに組織され、宗族が支配する土地を貧農下層中農に解放する。賀龍が代表者である。

族益に励む科挙官僚には、中国の資金・生産物・資源・土地など近代化に不可欠な資源を体系的に組織して中国近代化の政策体系を構築する問題関心がない。清朝科挙官僚は、海外から商業的野心をいだいてやってくる者たちに、彼らの儒教的教養で優越感をもって対し、中国には何でもあるから外国に学ぶべきものはないという「尚古主義」を墨守するが、19世紀産業革命前後の欧米列強が製品と原料の世界市場をもとめ、特使が清朝官庁内にドカドカやってきて、ああしろ、こうしろと指図すると、科挙官僚はただ諾々するだけである。科挙官僚たちが儒教的教養を誇り実践的な事柄を見下す「徳治」の無能ぶりを、早くも1834年、広東通商の貿易監督官として派遣されたイギリスのジョン・ネーピアに対して暴露する。清朝官僚は、「商業の如き俗事は商人自身によって決定されるべきもので、官の関わるべき事柄ではない」と虚勢を張り、ネーピアに広東から退去させた。ところが、その翌年1835年、近代国家構築の資金を蓄積するために決定的な条件である清朝の關稅収入の監督権限を、何と、外国人に委譲してしまう。地方下級官僚(書吏・衙役)はほとんど無給であったため、地方政府は正規の租稅徵収以外に地方的徵収[徭役(労役)=付加税(銀納)]を行ってきた。彼らは人民から手数料(陋規)も徵収する。そのレントは「下級官僚→州県官→府省上級官僚」と上納され吸い上げられてゆく。清朝レント・シーキング・システム=「規礼の上納制」である(山本15-16)。そのような見入りに汲々とする清朝科挙官僚はひたひたと押し寄せる新時代の波に気づかない、気づいても対応できない。貴重な資源が古い権益を守る軍事費に費やされ、あるいは、外国に流出するのを傍観している。

1898年、官僚の中で梁啓超・潭嗣同たちが動き出す。彼らは、領土・主権・国教の擁護、民族の自立、内治革新と外交の研究、経済学の実践などの綱領を掲げ、德宗(=光緒帝、在位1875-1908)を戴いて、財政・教育・軍制・司法・産業・文化など各部門の政治改革を実践する立憲君主

制を樹立する。しかし、この改革は約百日(1898年6月11日—同年9月16日)しか存続しなかつた。徳宗の伯母・西太后は袁世凱と組んでクーデタを起こしたからである。西太后は徳宗を幽閉し改革派を斬首し、あるいは追放してしまう。いわゆる「戊戌の変」である(橋 1943:24—25 参照)。そのような官僚の無能と腐敗を散々見せつけられてきた中国の青年たちは、清朝を打倒しなければならないという「民族主義」をいだくようになる。それは、欧米列強に対抗する国民意識であるよりは、まず満洲族による漢族支配=清朝を打倒しようとする「滅満興漢」の民族意識である。その意識の高揚を示す事件が19世紀末から20世紀初頭にかけて、起こる。広州事件(1895年)、惠州事件(1900年)、広東新軍事件(1900)、黃花岡事件(1902年)、第二湖南事件(1906年)、黃岡事件(1907年)、欽廉事件(1907年)、安慶事件(1907年)、安徽新軍事件(1907年)などが、それである(橋 1943:43—45。一部訂正)。

### (3) 徐錫麟・秋瑾の決起(安慶事件)

そのうち「安慶事件」は啄木が「秋風記」を公表する約2ヶ月前(1907年7月)に起きる。安慶事件とは、徐錫麟(Xu Xi-lin 1873-1907年。1904年、光復会に入会)と秋瑾(Qui-jin 1875-1907年。1906年、中国革命同盟に加盟)が起こした軍事クーデタである。二人とも浙江省紹興出身であり日本に留学した経験がある。彼らは長きに亘って漢民族を支配してきた満洲族の打ち立てた清朝に対し「滅満興漢」の旗を掲げて決起し、失敗する。この行動が起爆力になって満洲族支配は終わるようになる、と確信しての決起である。安慶事件とは、①「漢族光復を目的として上海に光復会を興した徐錫麟等が、光緒33年[1907年=明治40年]7月6日に安慶の巡警学堂の卒業式に、安徽の大官を虐殺[皆殺し]しようとした事件である。巡撫恩銘を刺したのみで他は悉く取り逃がし、徐等は守備兵に捕はれて斬られた。[②]浙江の大通女学校長で革命党の名花秋瑾女史もこの事件[同年7月13日に蜂起]に坐して殺された」(橋 1943:43—46、一部訂正、〔〕は引用者補足)。秋瑾は清朝軍が迫り来るなか、周囲の者たちに逃亡を勧められるが拒否し、逮捕され斬首される。徐錫麟と秋瑾の両人を知っていた魯迅がのちに、その事件を、秋瑾の決起については「薦」(1919年)で、徐錫麟の決起については小説「范愛農」(1926年)で、それぞれ描く(魯迅 1964a:34-44, 1964b:252-261)。

「徐錫麟事件、秋瑾事件とともに、日本にもかなり詳細に報道された」(沢本3)。この二つの事件は『大阪朝日新聞』・『大阪毎日新聞』・『東京朝日新聞』・『読売新聞』などの日本の新聞でも報道された。徐錫麟の決起については最初に、『大阪毎日新聞』が1907年7月18日付で、『大阪朝日新聞』が7月19日付で、それぞれ報道する(沢本 2008)。『大阪毎日新聞』は「安徽巡撫暗殺の光景」と題し、「直ちに東轅門の側に引立てて先ず其腹を抉りて祭酒をなし、更に其首

級を梶せりと云う」と報道した。魯迅は「范愛農」で「徐錫麟の心臓を抉られる。恩銘の護衛兵によって、炒められ、きれいに食われた」と記す。

秋瑾の決起はどうか。まず『大阪毎日新聞』1907年7月19日に「女教師の処置」と報道される。秋瑾斬首(1907年7月15日早朝4時)から数えて4日後の報道である。翌日7月20日には秋瑾の「斬首」が報道される。『東京朝日新聞』1907年(明治40年)7月20日には、「徐錫麟党与又斬殺」という見出で「浙江省紹興県明道学堂の教師秋瑾は故徐錫麟の党与なりと認定され斬罪に処せられ学堂も同時に閉鎖を命ぜられたり」(沢本17)との記事が載る。さらに同紙の7月31日にはつぎのような記事が載った。

「数年前まで北京政府は革命党を草賊と同一視し、世人も亦之を厭ひ注意せざりしが、  
革命党は近來急に勢力を得土匪が乱を起すにも尚口を革命に藉り、努めて声を大にし、政  
府も亦之を恐ること虎の如くになれり。是れ革命党の不屈の精神と漸次節制ある運動を  
為せるに因るならんも、殊くに安徽巡撫の暗殺に関し官憲の処置惨酷を極め、刺客を野蛮  
の刑[斬首]に処せるのみか犯罪と何等関係なき店舗を開鎖し学生を殺し、遂に女教師秋瑾  
を死刑[斬首]に処したるより、皆冤を恨み民心愈離れたるに因る故に今は革命党の勢力増  
加を当然とし世人暗に同情を寄するの形勢あり」(沢本19)。

秋瑾の処刑については、女なのに斬首とはひどい、と同情する報道が多かった。しかし、この同情の裏にある、女を男の下に見る通念こそ、秋瑾をして決起に赴かせたものである。秋瑾は女(清朝の女)に生まれてきたことを呪った。女に纏足を強制し家に閉ざす儒教国家体制に対して、男装し、詩吟を歌いつつ剣舞を舞い、女であることを消し去り、自由の人であろうとした。秋瑾は、決起の6ヶ月前、1907年1月14日に創刊した中国最初の女性向けの新聞『中国女報』を口語文で刊行し、その巻頭で、中国の女性は自分たちをなにも分からぬままに据え置く『暗黒』から脱出するためにこの新聞を発刊する、と宣言する。「世論を左右する力を備え、国民を監督する責任を担うものとして、新聞を描いて何があろうか」(永田327)と訴える。啄木が自己的精神革命を成し遂げたのも、新聞への徹底した関与であった。秋瑾は詩人であった。秋瑾は、逮捕され供述を要求されたとき、陶淵人の漢詩「秋暮遣懷」の一節、

「秋雨秋風愁殺人(チュウ・ユイ チュウ・フォン チュウ・シャ・レン)」

と記しただけであった(竹内166-167)。その辞世歌は、『秋雨、秋風、厳しい季節の秋、愁いは深まり、耐えがたい』との意味である。秋瑾は「秋風秋雨…」と書くべきなのに「秋雨秋風…」と誤記したとの説もある(永田422)。この歌は、秋瑾斬首のあと上海の新聞が報道した(竹内167-168)。日本にも報道されたであろう。魯迅は秋瑾斬首についての小説「薬」で、秋瑾を男子革命家に変えて描く。首と胴体が「ドスン」という音を立てて切り離される。斬首された体から流れ出る血は肺病に効くと民衆は信じる。銀貨を出して、秋瑾の血を含ませた「人血饅

頭」を買ってくる父親、それを肺病の子供に差出し「お食べ、病気が治るから」と勧める母親、食べる子供をみて満足する両親を魯迅は描く。秋瑾の決起=斬首は民衆にとって「薬」をもたらす「幸福」に反転する。中国研究者の日本兵として中国戦場で「東洋文庫の書庫にもないような明刊本も馬糞の山の下積みになっている」現場を目撃し「だきしめる物一つなく文化ということの軽々しさよ。愛することもなく利用することばかりを知っている《研究》が何であろうか」(武田 69)と苦悶した武田泰淳は、戦中の上海で、秋瑾斬首の場面を再現する劇を観た。その幕切れで秋瑾が、「秋雨」と「秋風」の順序を入れ替えた辞世歌「秋風秋雨愁殺人(チュウ・フォン チュウ・ユイ チュウ・シャ・レン)」と叫ぶのを観て、戦後、小説『秋風秋雨愁殺人』の書名に採用する。

#### (4) 新聞記者・石川啄木と秋瑾斬首の外電

1907年5月に北海道に渡った石川啄木は、まさにその「安慶事件」の年(1907年)の8月18日から『函館日々新聞』の遊軍記者となり、9月16日からは北門新聞社の記者となる。『北門新報』に「秋風記」を載せる。啄木も「秋風」である。「安慶事件」が日本にも報道されるこの時期、啄木は新聞記者であり、内外の動向にいち早く知るポジションにいた。啄木は中国に強い関心を抱いていた。例えば、ほぼ一年後(1908年)の時論「空中書」(1908年10月13日・14日・16日)で、上記の孫文たちの「広州事件」(1895年)に関与した「哥老会」に言及している。日清日露の戦勝で大国意識に逆上せし日本人を批判し、「哥老会、常に人材を擢んで海外に学ばしめ、資金幾億、皆一私人の名を以て世界各所の銀行にあり、兵力八十余万、訓練欠く所なく、其制度の整頓せる、恰も一大国家の如し」と中国の中南部の民間の動向を紹介する。さらに100年後の今日を見据えて、「世界二十一世紀の劈頭に大呼するもの、夫れ李杜[=李白と杜甫]二聖を出せる民乎」(石川 1980:144-145)と予見する。啄木は李白や杜甫などの漢詩を精読していた(池田 154)。20世紀初頭の清朝官僚の無力、民間の底力を対比し、李白・杜甫を生んだ中国の民衆が21世紀初頭までに中国の大きなプレゼンスを示すだろうと見通している。

啄木は「百日通信」(1909年10月5日~21日『岩手日報』)の第3回で、西洋東漸への中国の対応の一つである「洋務運動」の担い手、張之洞の死去(1909年)に際し、張の経歴を詳細に紹介し「儒家より出でて真の活儒たり。学識共に巣<sup>さんぜん</sup>然として一世に秀で、加ふるに身を持つ清廉にして徳望敵を作らず……よく時世と共に移るの明ありき」と、その清朝穩健改革派の面目を評価する(石川 1980:178-179)。啄木は、死去する少し前、清朝を打倒する「辛亥革命」(1911年)が起こるや、「革命戦が起こってから朝々新聞を読む度に、支那に行きたくなります」と切望した(石川 1979b:370)。このように、啄木の中国知識は深く広い。しかも、「百日通信」

No. 4 には「朝刊の新紙数種を閲して……」と書く(同 179)。啄木は新聞報道を丹念に読み、内外の動向を注視していたのである。「秋瑾事件」が報道された 1907 年 7 月下旬から「秋風記」を執筆する頃(1907 年 9 月中下旬)までの約 2 カ月の間に、啄木が新聞報道などで秋瑾斬首と辞世歌「秋風秋雨愁殺人」を知った蓋然性は高い。

### (5) 啄木の秋風、秋瑾の秋風

秋瑾斬首から約 2 ヶ月後の 9 月下旬、啄木はまずエッセイ「秋風記」を書く。その直後に知人・綱島梁川の死去を知り、追悼文「友人・梁川綱島の死を弔う」を書く。この両者は「秋風記・綱島梁川氏を弔う」と纏められる。その執筆状況の一端は、啄木が記した日記で確かめることができる。啄木は 9 月 20 日の日記で、綱島の死去を知ったと記し、綱島の他者と融和する温容な人格を称える。翌日 9 月 21 日の日記には、「社会主義」を主張する友人に、それは「(程度の)低き問題」ではあるが勤労者の「必然の要求」に裏づけられた主張であることは認めると書く(同 167)。9 月 24 日の日記では「梁川氏を弔ふ」という追悼文を『北門新報』に書くことになったと記し、「自己実現の意志」と「自他融合の意志」の両面合わせて世界をみる自分の哲学を友人に主張したと書く(同 168)。「秋風記」でも主張している(石川 1980 : 121)、この哲学は、前年の「渋民日記」(1906 年 3 月 20 日)にすでに記している(石川 1978c : 79)。「秋風記」(1907 年)の後、「卓上一枝」(1908 年)でも再説する。追悼文の執筆は 1907 年 9 月 27 に終わる。

「秋風記・梁川綱島を弔ふ」には刮目すべき文章がある。啄木は書く。

「秋は覚醒の時である。……世は今秋である。飾りもない偽りもない赤裸々の秋である。此の秋の赤裸々のうちに躍る生命の面目も亦永劫に解き難き秘密ではないだろうか。余の心は今、大いなる白刃の斧を以て頭を擊たれた様な気持ちがする」(石川 1980 : 117。ボーラード体強調は引用者、以下同じ)」

第一に「秋風」という用語である。その用語は、題名「秋風記」だけでなく、本文にも出てくる。「[綱島梁川氏は]秋風の如き深沈の声を以て人の心の塵を吹き払った哲人、敬虔なる人生の戦士、一代の先覚者であった」(同 : 41)。啄木はこの追悼文で「戦士」という戦闘的な表現を用いる。しかし綱島は、決して戦闘的な人間ではない。自他融和を説いた人物である。実際、啄木による綱島の人物表現、「あわれ十年病臥の人、肉落ち骨瘦せて、透き入る許り蒼白き頬には幽かに紅の色がさして居る」とか、綱島の透明な魂に触れて「神を感じた」という描写(石川 1980 : 118-119)がある。上の引用文の戦闘的な表現には、綱島とは別の人間、即ち、啄木の当時の戦闘的な理念像に共鳴する人間が隠れている。「秋風」といえば、秋瑾が斬首の前日に「秋風秋雨……」と辞世歌を書いた。秋瑾は「人の心の塵を吹き払った」・「戦士」・「先覚者」

であった。

しかも、第二に、「大いなる白刃の斧を以て頭を撃たれた様な気持ちがする」と書く。この表現は、秋瑾の最期の姿、「斬首」そのものではないか。啄木は「秋風記」で綱島の温容な人格を称えているのである。この「大いなる白刃の斧を以て頭を撃つ」という表現は、その綱島頌とは異質・異様な表現である。啄木はその表現に、強権国家のもとで真実を探求する者の不可避の運命を込めたのである。明治国家は「治安警察法」(1900年)などで、労働運動・農民運動・言論活動を抑圧してきた。清朝国家体制のもとで、その体制を打破しようとする「安慶事件」の秋瑾の「斬首」を意味する「暗喩」を「秋風記」に忍ばせたのである。秋瑾の直接行動と斬首(1907年7月15日)は啄木を強烈に擊った。

#### (6) 啄木詩における秋瑾詩詞「寶刀歌」

その打撃は、啄木が1907年9月下旬札幌から小樽に移り10月15日の『小樽日報』に載せた「無題」の詩に刻まれている。秋瑾斬首の1907年7月15日から正に3ヶ月後の1907年10月15日は、秋瑾の一周年忌未満のいわば「祥月命日」である。啄木は記す。

「……/戦闘の子ぞ生まれたれ/旧き思想と悪徳と/心腐れし迷信と/虚偽と偽善と圧制の/狭く苦しく濁りたる/此世にありて人は皆/其本性を擲ちて/足ること知らぬ貪婪の/奴隸となれる今日の時/こはそも如何に赤裸々の/新肌太く力ある/叫びの声は雷の如/躍り出でたる眩さは/さながら遠き大漠に/獅子の猛るに似たりけり/<sup>めで</sup>右手に翳すは何の剣/<sub>ゆんで</sub>左手に執るは何の筆/……」(石川 1979a : 99)

その詩は《戦士よ、生まれ出でよ、人々は旧い道徳や偽善に圧制され貪欲者の奴隸に成り切って苦しんできた、そこに、大地を響かせ出現した力強い雄叫びの声があがる、その眩さは獅子が猛るようだ》という呼びかけである。

他方、秋瑾の詩詞「寶刀歌」にはつぎの件がある。

「我欲隻手援祖國	我隻手にして祖國を援けんと欲す
奴種流傳偏禹域	奴種流れ傳はり禹域にあまねし
心死人人奈爾何	心死せる人人爾を奈何せん
援筆作此寶刀歌	筆を援り此を作る寶刀歌
寶刀之歌壯肝膽	寶刀の歌肝膽に壮たり」(壺齋散人[引也博信]3/6)

秋瑾の詩詞「寶刀歌」は《人々は満洲族による漢族支配に屈し奴種(奴隸)となり切ってきた、専制魔王は白鬼(欧米人)の侵略に驚愕しなすすべもない、さあ、赤鉄の主義と武装でもって死裏に生路を求め、祖国を救済しよう》というものである。ボールド体で記した個所に注目しよ

う。啄木の詩と秋瑾の詩詞「寶刀歌」には少なくとも 6 つの対応関係がある。

①啄木の詩でいう「右手」は、秋瑾のいう「(劍をもつ)隻手(片手)」に相当する。<sup>せきしゆ</sup>

②啄木と秋瑾は人々が「奴隸状態」にあるという状況描写で一致する。

③啄木が書いた「心腐れし」は、秋瑾の「心死せる」に対応する。

④啄木の「筆を執る」は秋瑾の「筆を援り」に対応する。

⑤啄木の「劍」は秋瑾の「寶刀」に対応する。以上の 5 つの対応関係の他に、

⑥両者にはさらに緊密な呼応関係がある。啄木が秋瑾の詩詞「寶刀歌」を念頭に、「右手に翳すは何の劍か」と問えば、秋瑾は「寶刀だ」と答え、啄木が「左手に筆を執って何を書くのか」と問えば、秋瑾は「寶刀歌だ」と答える問答形式になるように啄木は詩作している。啄木はこの詩を秋瑾の詩詞との問答歌として書いたのである。

啄木のこの詩は秋瑾の詩詞「寶刀歌」の本歌取りである。秋瑾の詩詞「寶刀歌」は 1904 年ごろの作であり、似た題名の詩詞「寶劍歌」とは別である。秋瑾が「寶刀歌」を作った 3 年後の 1907 年秋、啄木は秋瑾と詩詞「寶刀歌」を知っていた。啄木は秋瑾に鼓舞され、将来を見ていた。

秋瑾の啄木への影響は、小樽から釧路に移って書いたエッセイ「卓上一枝」(『釧路新聞』1908 年 2 月)に、より明確に表現される。「目を上げて社会を見るの時、我が目殆んど 瞳<sup>まなじり</sup>裂けんとす。目を落として静かに社会を思ふの時、我が心忸怩として黙然たり。不知、此社会を奈何。一念茲に到る毎に、我が耳革命の声を聞き、我が目革命の血を見る。人は自然に叛逆す、我等は人に叛逆を企べきのみ」(石川 1980 : 132)。「革命の声」をあげたのは、秋瑾である。先の「無題」の詩にも「太く力ある叫びの声」とある。その声は秋瑾の声だ。斬首されて胴体から「革命の血」を流したのは、秋瑾である。「叛逆」したのは、秋瑾である。「矛盾あり、撞着あり、茲に争闘を生じ、血を見、涙を見る。惨たる哉、人生は宛然として混乱を極めたる白兵戦なり」(石川 1980 : 134)。清朝体制の「矛盾・撞着に争闘」したのも「血涙」を流したのも、秋瑾である。文字通りの「白兵戦」を戦ったのも秋瑾である。秋瑾は辞世歌「秋雨秋風愁殺人」(1907 年 7 月 14 日)を書き、その 2 ヶ月後、石川啄木は「秋風記」(1907 年 9 月下旬)を書き、3 カ月後、無題詩「問答歌」を書いた。

## (7) 啄木日記の病跡学

注目すべきは、啄木の日記である。「卓上一枝」より約 5 ヶ月後、すでに東京に移っている啄木が 1908 年(明治 41 年)7 月 17 日と 7 月 19 日に書いた日記である。7 月 17 日の日記には、まだ夏 7 月中旬の夕方なのに、「何となく頭の中に秋風の吹く心地だ。母が妻が恋しくなった」

と書き「死を欲する心が時々起こって来る」(石川 1978c : 303)と記す。ここでは「秋風」、「母・妻」という女」、「自殺」がキーワードである。18日の日記はない。19日の日記には、「平民書房」に宿泊している旧友・阿部和喜衛から「日本に来てゐる支那の革命家の話をきいて、いっそ支那に行って破天荒な事をしながら、一人胸で泣いてみたいなどと考へた」(同 305)と記す。この19日の日記では「支那革命家」、「破天荒なこと(=決起)」、「胸で泣く(=愁える)」がキーワードである。啄木日記における「秋風」・「愁える」・「女性」・「支那革命運動」・「自殺」と、秋瑾における「秋雨秋風愁殺人(=秋風・愁える)」・「女性支那革命家」・「逃亡勧告拒否、(自殺同然の)決起=斬死」という対応は、偶然ではない。啄木の当時(1908年7月)の日記には、啄木自身の「自分の心の深いところ」(同 303)に潜在してきた「秋瑾の決死の決起=斬首」が表出している。ここに啄木における秋瑾との病跡学的(pathological)な対応関係がある。

実は、秋瑾は処刑よりほぼ3年前、1904年11月に横浜で孫文たちの革命党「三合会」に入会し、翌年1905年6月には上海で徐錫麟の「光復会」に入会し(永田 218, 236)、その2年後の1907年7月に決起し惨殺される。啄木は秋瑾の決起=惨殺の結果を突然、新聞報道で知る。その2ヵ月後に啄木は「秋風記」で「大いなる白刃の斧を以て頭を擊たれた……」と秋瑾斬首を暗喩する。その半月後「無題」の詩で秋瑾の「寶刀歌」と問答する。1年後、1908年7月19日、啄木が日記で「支那の革命家の話」を聞いたその日、孫文は横浜に到着する(堀川 97)。約1ヶ月後の8月20日に、東京で孫文たちは「中国同盟会」を結成する。孫文の横浜到着の前から、阿部の周囲では「孫文が来る」との噂で、もちきりであったろう。「平民書房」に宿泊する阿部はその動向を啄木に話した。啄木の内面に記憶されている秋瑾の決起=惨殺の記憶は、阿部の話に刺激され蘇ってくる。ぶると心打ち震えた啄木は、支那に行って「破天荒なこと=決起をしたい」と衝動に駆られたのである。

#### (8) 啄木のニーチェ=近代化推進の主体

啄木は「革命の声」・「革命の血」と書いたエッセイ「卓上一枝」(1908年2月)のころ、いかなる思想をいたいでいただろうか。啄木は書く。

「人は常に自己に依りて自己を司配[=支配]せんとす。然れども一切の人は常に何者にか司配せらる。此《何者》は遂に《何者》なり。我等其面を知らず、その声を聞かず。之を智慧の女神に問へども黙して教ふる所無焉」(石川 1980 : 135)。

「何者」とは「スピノザ的自然」のことである。石川啄木はスピノザを知っていた(石川 1980:44, 125 参照)。内面から吹き上げてくる行動への衝動は「何者」が促す行為である。啄木はその衝動をニーチェにつなげる。

の み

「ニイチエの見たる所は唯自己拡張の意志而已。…根本意志に両面あり、自己拡張の意  
志は其一面にして、自他融合の意志は其他面なり。宇宙に此両面あり、人生に此両面あり、  
個人に此両面あり。人生一切の事、皆此両面に帰結して剩す所なし」（石川 1980：134）。

この見地はすでに 2 年前の日記や 1 年前の「秋風記」で記していた。現状は「歪んだ人為」  
であり、打破すべき対象である。現状を打破する者は、「深部の自然」＝「スピノザ的自然」に  
促されて行動する。そのころ石川啄木は、自己の思想基盤である「ニーチェ的超人」を「スピ  
ノザ的自然」に根拠をもつものである、とみていた。1907 年 9 月執筆の「秋風記」の約 1 ヶ月  
後、同年 10 月 15 日、秋瑾祥月命日に『小樽日報』に《秋瑾との問答歌》を載せ、その 2 週間  
後の 10 月 31 日に同じ『小樽日報』に「冷火録」の題で、ニーチェ論を載せた。啄木は、ニー  
チエの『超人』の明治青年にとっての意味を主張する。

「宗教から国家を解放し、王権から人民を解放し、教会から学術と文芸を解放し、成文  
の信条から真の信仰を解放し……古い社会律から女子を、両親の希望から其子を解放して  
来た近代的思潮の大勢は理の当然として正に個人を一切から解放せねば止まぬのである」・「超人といふ語は畢竟近代人の理想を最も簡潔に現はしたもの[である]」（石川 1929：  
246）

超人は、啄木にとって、旧秩序からの近代的解放を主張する人間像である。現状の矛盾に覺  
醒した者は「何者」に導かれて、現状を打破し克服する天才＝超人である。こう考える啄木は  
その典型として「女権の人」秋瑾を思い描いていたであろう。この近代的人間像は「エリート・  
モデル」である。啄木はやがてそのモデルを棄て、人間はすべて生活者にすぎない、《生活の必  
要》に即して生きよ、という観点に到達する。その観点の移動は彼自身の新聞記者としての社  
会凝視が促した。連載記事「百回通信」執筆がその機会を与える。

#### (9) 社会時論家・石川啄木 — 明治期の産業革命と工場法 —

啄木は、1908 年 4 月下旬、東京に移って執筆したシリーズ時評「百回通信」（『岩手日報』  
1909 年（明治 42 年）10 月 5 日—11 月 21 日、全 27 回となる）で、多種多様なトピックスをとり  
あげる。例えば、イギリス皇帝とローマ法王との席順の問題、日本東北地方の開発の在り方、  
張之洞、満洲問題、進歩党内紛、図書館建設の「シチズン・ライフ（市民生活）」の改善上の意  
義、伊藤博文の暗殺死と「伊藤＝日本のビスマルク」との評価、永井荷風＝「田舎小都市の放  
蕩息子」との評価などである。なかでも、国会における地租軽減論争と工場法案に関する啄木  
の持論は明治日本の経済的基盤を論じるものとして、注目に値する。

清朝とは違って、明治日本は、上部の「明治国家（天皇＝官僚）」は下部の農業部門の「地主

「=小作人関係」を富国強兵型近代化の源泉(資金・労働力・食糧・工業用原燃料・帝国将校兵士などの供給源)に徹底的に転化する。その源泉からの吸収で日本の産業革命で進む。明治国家は、國家の頂点に立つ皇室・官僚・軍隊は国民が地租によって支えられているから、我々国民に参政権を付与せよという要求が、國民から出ることを予見し、岩倉具視の建議などによって(大江 138—139)、民有地にはほぼ匹敵する官有林 482 万町歩を一旦皇室財産とし宮内庁に移し、さらにそれを内務省が皇室財産として管轄し、明治国家に協力する者に徐々に官有地を払い下げ、彼らから地租を徴収しその見返りに参政権を付与した。全国土地総面積のうち、民有地総面積の占める割合は 1884 年(明治 17 年)では 32.5% であったが、1924 年(大正 13 年)には 49.4% に及んだ(猪俣 118)。明治国家は、農民を、地主に小作料を納め国家に地租を納税しない小作人か、國家に僅少の地租を納税しかつ地主に小作料を納める自小作人かに転化し、彼らにとて参政権は縁無きものにした。明治国家権力を握る者たちは「財産者のみに参政権がある」というイギリスやフランスの「第一次市民革命」に学んだ。皇室が明治国家から無償で与えられた財産のうち土地だけでも約 360 万町歩(360 万ヘクタール)あった。その他、現金・有価証券が 1899 年(明治 32)当時の金額で約 4000 万円あった(『角川新版日本史辞典』361)。明治天皇は無償で日本最大の地主・金融資産家になった。國民や兵士が天皇を崇拜するには彼は圧倒的な財産家にならなければならなかつた。

地主に小作人が収める小作料=地代は、①地主の明治国家への「地租」と「②産業資金(銀行預金・株式所有・企業経営資金)」に配分される。当初、明治国家は明治 20 年(1887 年)成立の初期所得税制、即ち、所得をすべて個人に帰属するところで課税する「総合課税制」を敷いた。それでは産業資金が遅延として蓄積されない。そこで地主資金をより多く産業資金に転化するために、12 年後、明治 32 年(1899 年)に「分類所得税制」に改正する。すなわち、所得を「法人所得・資本利子所得・個人所得」の三種類に分類し、それを基礎にそれぞれ課税することに変更した。地主層は「土地所有課税である地租」と「土地賃貸=小作料への所得税」の両方に課税されることになった。さらに、田畠に対する課税率が地価の 2.5% から 3.3% へ引き上げられ、地租が増徴された。これは農業所得の三割に相当する。一方、地主層の負担する個人所得税のうち、株式配当収入については個人所得には総合課税されず、きわめて軽微な法人源泉徴収方式が採用されて、地主層の配当所得は、個人所得としては、一切課税から免れることになる(中村政則 84)。

この税制改革によって、地主資金は、農業生産性向上のための土地投資(灌漑施肥など)や土地取得よりも、農業以外の産業投資に誘導される。農業部門よりも鉱業・工業・商業・金融業の部門に流出し、鉱山・工場・商店・銀行など建設される。地主層は、土地所有課税(地租)と土地貸与からの所得(小作料)課税を小作料を増やし小作人に転化する。農業投資が停滞し農業

生産は上がらず、小作料が上がる。当然、農民は「地租軽減」を要求することとなる。「分類所得税制」に継ぐ、明治国家の所得税政策の第二の画期は、日露戦争費調達のための「非常特別税」[1904～1905年(明治37～38年)]である。これらの動向は啄木の「百回通信」(1909年＝明治44年)の4年前のことである。このような、明治維新以後の日本資本主義確立のため原始的蓄積(原蓄)の政策体系構築は、先にみた清朝末期の無方向性＝無体系性と対照的である。1897年(明治30年)に成案を見ながら廃案になった「工場法案」は、「分類所得税制」導入の年である1899年(明治32年)に農商工高等会議に諮問される。しかし、日露戦争(1904-05年)の勃発によって頓挫することとなる。

日露戦争のさなか(1904-05年＝明治37-38年)、戦費調達の名目で所得税は15割の増徴があった。地租の増徴も断行された。この両年で、市街地・郡村宅地・その他の土地に対してそれぞれ20%、8%、5.5%まで課税率が引き上げられた。「この二度にわたる所得税及び地租の増徴が主として労働者階級・農民大衆の負担の元に断行された。……この《非常特別税》の創設をみた明治38、39年は、地代の資本への転化を本格的に軌道づけた、きわめて重要な画期をなした」(中村政則86)のである。

『地主利害か民衆利害か』 第一次・第二次内閣で「日英同盟締結」・「日露戦争戦勝」・「戦費外債調達」・「日韓併合」「大逆事件処理」などを推進する桂太郎(1847-1913)の内閣が第26回議会に提案した地租軽減問題は、桂内閣が商工業を重視するために、『商工・対・農の政界縦断』が将来の日本に必ず起こるという意味で重要であるとみて、啄木は、「百回通信」No.7(石川1980:182-183)で論じる。

「減租問題の骨子は、桂卿の内閣が此度の国庫の自然增收及び行政整理による剩余金約三千万円を折半し、税制整理及び官吏増俸を行はんとするに対し、[反対派は]官吏全体の増俸を不急の事とし、之を下級官吏にのみ止めて、而して其資源を以て地租五厘減を行はしめんとするものに有之候。而して其反対派は、軽減論者の所謂下級官吏とは判任官以下の事ならんも、統計の示すところによれば官吏中最多数なるは即ち判任官にして、従って増俸額の最多なるも判任官なるべく、其総額約一千万円に上るが故に、残る五百万円を以て全国地租の五厘減を行はむとするが如きは到底算盤に合はぬ話なりと申居候」(石川1980:182)。

これは財政剩余金の配分問題である。(a)一方は税制整理と官僚の給与増額に充てろと主張し、(b)他方は、いや官僚の給与増額は「下級官僚」にとどめ、残る大半は地租軽減に回せと主張する。(a)は、いやその案は非現実的だ。官僚の大半は「判任官」であって、その基金だけで剩余金の六割以上が必要となる。地租軽減基金は残る三割ぐらいとなる。地租軽減がそんなに少なくてよいのかと突く。因みに、少し後の1919年(大正9年)の「文官人員及び年報」でみると、

雇庸を除く官吏の人数と給与の内訳は、勅任官 852 人 = 3,548,690 円、奏任官 9,844 人 = 15,698,322 円、判任官 85,395 人 = 38,093,497 円である（東京政治経済研究所 122）。判任官の人数は官吏の 88.9% を占め、判任官の年報は官吏の年報の 66.4% を占める。その限りで(a)の反論は妥当する。

(a) の主張は「税制整理+官吏全体(多数は判任官)の増俸」である。そのうち。「税制整理」とは「所得税・営業税の軽減」のことである(つぎに引く「百回通信」No. 11 参照)。つまり、明治 32 年の税制改正以来、地主層は地主資金を産業投資に向けるように誘導されてきた。桂内閣がいう「税制整理」とはそれをさらに加速させようとするものである。これは地主層の利害を代弁するものである。(b) の主張は、下級官僚と農民の地租の直接負担(小規模の自作農)と間接負担(地租増徴を小作料増額に転嫁される小作農)の利害を代弁する。さらに狭い宅地に高い地租を課税され余裕のない生活者の利害も代弁する。(a) は「減租反対派=多額納税議員の多数」であり、後者(b) は「減租派(政友会=農党)」である。このように利害対立の構図を啄木は描いて、さらに、議会は解散し、官僚・対・民党の対峙が再現するだろうと予測する。

啄木は「百回通信」No. 11 でも「地租減租問題」を取り上げ、今回は自説を明示する。

「今日の日本に於いて自然増収の如きあらば、之を積極的事業に支出して以て戦後大經營を全うし益々国力の發揮的事業に期すべきに、桂卿の政策茲に出でず、増収……を官吏増俸、所得税営業税の軽減等に用ひんとするが故に、そんな余裕があるならといふ訳にて国民多数の宿願たる減租論起り來りたる次第にて、米価低落の今日之を抑制せんとするは却って反抗の度を高むる所以なるべく、政友会の党議が如何に決すべきかは未定の問題なれども、現時議会内に於ける減租論の勢力日を逐ふて盛んなりつつある者の如し」(石川 1980 : 186)。

(a) 増収を官吏への増俸と所得税・営業税を軽減するために使うという案と、(b) いや、減租に活用すべきであるとの主張との対立を再確認する。国民多数を占める小農は減租を求める。地主層の納税の内訳でみれば、地租よりも所得税(小作料・利子配当金)・営業税(銀行・工場・商店など事業経営から生じる利益に対する課税)の比率が増えてきている。20 世紀初頭の日本の地主層はもはや土地地所有よりも金融投資や事業投資を主な収入源にする、非農本的な資本家の地主に転化していた。彼らは『国富論』に読める、農業資本家として農業投資に熱心な地主ではない。「地租比重の低下、所得税割合の増大化傾向は、1892 年度 [明治 25 年度] の地租、所得税納入額をそれぞれ、1 とすれば、1924 年 [大正 13 年] には、地租が僅か 1.87 倍の増加率しか示していないのに対し、所得税にいたっては実に 69 倍の増加率を示す」(中村政則 82 ; 元号を西暦に訂正して引用)。したがって、(a) の主張は、税制を管理=運営する官僚の報酬を増やすことによって、所得税や営業税を減らすように誘導しようとする資本家の地主の利害を

代表する。

「分類所得税制」が導入されたのは、1899年（明治32年）である。その直後、1902年（明治35年）からの明治政府の主要財源の割合（%）を『日本經濟図表』（cf.参考文献）みると、地租は1902年（明治35年）の28.4%から、10年後の1912年（大正1年）の17.6%、さらに10年後の1922年（大正11年）には7.2%に、と減少の一途をたどる。これに対して、所得税は1902年（明治35年）には4.5%にすぎなかつたが、1912年（大正1年）には9.1%に、1922年（大正11年）には22.3%に増加する。営業税も、1902年（明治35年）は4.1%であったが、1912年（大正1年）には6.0%、1922年（大正11年）には7.5%になる。地租は1916年（大正5年）には稅収の17.6%に減少し、同年の所得税（13.5%）と営業税（5.5%）の総和19.0%に凌駕されている（猪俣357）。税制による地主資金の資本への転化効果は明白である。

地主層は商業資本家・金融資本家を兼ねるようになる。その立場から産業資本家を支配し、レントを貪る。産業資本利害が資本主義全体をリードすることは歴史上まれである。イギリスの土地貴族スペンサー一家は名門百貨店ハロッズのオーナーである。日本の地主は農業投資に冷淡なレントナー（資本家的地主）であった。日本最大地主・天皇家も巨額な土地資産・金融資産を所有していた。総じて、土地資産家は商業・金融資産家に転化し、金融市場を通じて産業資本家を支配する。資本主義は総じて「レントナー国家資本主義」である。その国家はレントナーリ害を遂行する国家である。イギリスのインド支配、オランダのインドネシア（ジャワ）支配、日本の朝鮮支配がその典型例である。

啄木の死後（1912年＝明治45年）の数年後、農本主義的家族主義の立場から見ていた佐藤昌は大著『産業革命と農業問題』（1916年＝大正5年）で、「政治及び社会の健康を維持せんためには、必ずや進取的性質を有する商工業的思想と保守的なる面も確実鞏固なる農業的思想とを加味する所なかるべからず」（佐藤306－307）と主張して、農工商のバランスのとれた発展を希望する。ところが、帝国議会では「資本家の代表者のみが、政治及び社会上の其勢力を恣にせんか」（佐藤306）と書き、上述の《地主層の資本家への転化》を事実上指摘している。彼ら資本家に転化する地主は、土地を他の動産と同じようにみなすようになっている。「労働力の商品化」・「技術の商品化」・「資金の商品化」と共に資本主義成立の基本条件のひとつである「土地の商品化」（内田2001参考）が税制の後押しで加速化する。こうして資産すべてがレントを生み出す源泉に転化する（土地＝地代、労働力＝賃金、技術＝ロイヤルティ、資金＝利子）。さらには、「レントを生み出す可能性そのもの」が証券＝金融商品に転化し、その商品がレントを生む。この連鎖は重層化する。

佐藤は、「小農没落＝両極分解」が急速に進んだイギリスと、小農が保護温存されたフランスとを対比して、フランスの愛国心の強固な基盤がその保護温存にあるという。しかるに日本で

は「農工問題に関して国民の大論争の偉觀を見ることなく、其十分なる研究と激烈なる論争とを試みることなく、此重大なる農工問題が有耶無耶の間に決定せられ、農業者は何等の不平何等の競争もなく、何時か都會の資本的代表者の為に圧倒し去らるるに至るなきか」(佐藤 307)と予見する。日本では税制に誘導されて地主が資本家に転化し、農業政党が資本政党に変質してゆく。財政収入に占める地租の割合も急速に減少する。取り残された農民の利害を代表する政党がない。その代表が出てきても弾圧され懷柔される。そこで日本農本主義者と軍部の一部が農民利害を代表して、1931 年からの大陸侵略=土地・資源収奪に貧農を動員する経路(満蒙開拓団)が浮上してくる。啄木死後、ほぼ 20 年のことである。

《産業革命と社会主義》 「百回通信」No. 23 で 啄木は、イギリスの社会主義的予算案をめぐる動向を紹介し論じる。まず「社会主義」といえば眉をひそめる人がいだく偏見を正す。

「世には社会主義とさえ言へば、直ちに眉をひそむる手台多く候。然し乍ら、既に立憲政体が国民の権利を認容したる以上、其政策は国民多数の安寧福利を目的としたるものならざる可らざる事勿論に候。此第一義にして間違ひなき限り、立憲国の政治家は、当然、社会主義と称せらるる思想の内容中、其実行し得べきだけを探りて以て、政策の基礎とすべき先天の約束を有する者と可申候。」(石川 1980 : 199)。

啄木は、日本も明治以降、立憲政体に移行した以上、明治国家の政策の主な目的は「国民多数の安寧福利」を目的とすべきである、しかし、その目的は政体中枢が自発的自動的に実現するというよりも、在野の者たち、特にいわゆる社会主義者が要求することから、その問題が人口に膾炙することが多い。したがって、立憲国の政治家は、社会主義者の主張から政策の基礎とすべき点を学ばなければならないという。啄木のこの主張には、1910 年前後の日本の「産業革命の進展」という歴史的背景があった。イギリスやフランスの場合に典型的にみられるように、産業革命からさまざまな社会問題が発生しそれを解決する要求が出てくる。その運動は「社会主义(socialism)」という形態をとることが多い。同じ動向が日本でも産業革命の過程からも発生してくる(近藤 2000 : 120 以下参照)。そもそも、産業革命は単なる狭義の技術革新=工業化(industrialization)ではない。産業革命は「生産諸関係の変革」をともなう資本主義的技術革新である。その規定を抜きにした単なる工業化ではない。マルクスは、産業革命を賃金労働者が失業する可能性をもつ「作業機(ミュール紡績機がその代表)」の開発を軸とする生産諸関係の変化を典型例として規定した。「工業化説」は当初から失業・貧困・疾病・伝染病など「社会政策問題」を回避あるいは排除している。現実の事態の進行はそうではない。技術革新がそれら社会政策問題とセットになって進行する。それを経済学的に代表するのが「バートン=リカードウ機械問題」である。産業革命から労働者の生活状態を改善しなければならない諸問題が発生している。失業・長時間労働・低賃金・労働災害・貧困・疾病・低学歴・短命などが

そうである。その問題解決を代弁するのが初期社会主義者たちである。彼らの主張と活動に刺激されて労働者も主体として自立してくる。イギリスやフランスを典型とする「産業革命＝労働運動＝社会主義運動」という歴史的に普遍的な動向が明治末期の日本にも展開し始めた動向を、啄木は鋭く把握していた。彼の「工場法案」をめぐる論述がそうである。その動向は、結局、「第一次市民革命」に継ぐ「第二次市民革命」に帰着する(後述)。「百回通信」執筆時から1年数ヵ月後の1911年4月～5月ごろ、啄木は「基督教信者」でも「徹底した意識を有った唯物論者」でもなく、「実際的社会主义者」を高く評価した(石川 1980:333。cf. 1978d:226)。「実際的」とは、「観照(theoria)」とは反対の「実践(praxis)」の立場にたつこと、啄木の重視する「生活の必要」の見地に立つことである。啄木は「近世社会主义は所詮近世産業時代の特産物である。其處に掩ふべからざる特質がある」(同 333)との確に指摘している。産業革命が労働者の生活問題を生みだし、社会主义がその実践的解決を要求したとの意味である。啄木のその観点を、認識論的観点から「無神無靈魂論」を容認しない観点であると論定する研究がある(近藤 187f)。その論定基準には、レーニン以来の新カント派的認識論(世界観党=正確模写認識装置)からする排他的な党派性が潜んでいないだろうか。

《工場法案》 地租軽減問題は、農民という直接生産者の負担軽減問題である。これに対して啄木がとりあげる、もうひとつの問題「工場法案」は、他方の賃金労働者という直接生産者の労働諸条件を改善する問題である。地主資金を産業資金に転化しその資金で雇用する直接生産者の問題である。啄木は「百回通信」No.25でその問題を取り上げる。1899年(明治32年)に農商工高等会議に諮問された工場法案は、1904～05年間の日露戦争に阻まれて帝国議会に提出されなかった。ようやく「工場法」は1911年に公布され、施行は資本家の反対で1916年にのばされることになる。啄木は書く。

「政府が去る明治33年[1900年]4月以来、十個年の日子を費して調査研究を重ねたる  
○○○○  
工場法案[○強調は原文]は、此程漸く草案脱稿の運びに至り、愈々当期議会に提出の事に  
決定したる由に御座候。案は即ち工場組織に伴ふ危害を予防し、職工の衛生、教育、風紀、  
生活等を改善し、以て一国工業の秩序ある進歩を図るを目的とするもの。欧米先進国にありては夙に制定せられ居る所にして、所謂近世労働問題に關係し、既に生起し、若しくは將に生起せんとする種々の社会的問題と交渉する者なるに於て、識者の眞面目なる注意に  
値する者に御座候。」(石川 1980:201)。

まず注目したいのは、啄木が工場法案を「欧米先進国にありては夙に制定せられ居る所にして、所謂近世労働問題に關係」とみていることである。啄木は日本の工場法案を比較史的にみている。工場法案を労働問題に関連させ、労働条件を改善する運動、社会主義運動との関連でみているのである。工場法案が提出される時代背景には、工場で教育され訓練されて育つ

てくる直接生産者の力量がある。

10年近く費やして提出された法案はどんなものか。それは、資本家の要求に押されて、工場法の適用範囲を時期的に漸進的に拡大する方式を採用することになった。そのため大眼目である労働時間は、「16歳未満の男子及び一般女子に対して8時間以上12時間以内」となり、「あつても無きに等しい範囲」に限定される。「12歳以下の小児労働の禁止、傷病者扶助・休息時間・誘拐雇人予防・工場の構造設備などの規定」を除いて、一切の制限を設けていない。これはこの法案の欠陥があると啄木は断じる。

「今回の工場法案なるものは、実に唯従来勅令を以て規定し若くは行政警察の方針と採用し來りたる所のものを形式的に一括したるに過ぎずと言うべし」(石川 1980:202。傍点強調は原文)。

啄木は、明治国家が勅令などで通達してきたことをそのまま、まとめたものがこの工場法案なるものである、と厳しく評価する。特に「労働者失業問題を閑却」したことには不満である。啄木は「其最も主要なる[失業]問題を閑却したるは、将来帝国の領域に発生する労働問題に予め危険を保留して置く者とも謂うべし」(石川 1980:202)と指摘して、暗い昭和(前期)時代(1926-45年)を見ている。啄木は、問題を大きく見ている。

「一般近世政治思想の根本的特色は、人類の生活を担保し、安心して之を改善せしむるにあり。此傾向を最も端的に代表する者は善意に所謂社会主义にして、其思想的経路は近世文明を一貫する解放運動に繋がり、即ち人類の現状を生活の圧迫其物より解放せんとするものにして、其学術的基礎は、人生に対する経済学的研究を成就するに在り。而して実際に一般労働者の生活を担保する所以の途は、実に其不合理なる失職の危険を防止するの点に存せずんばあらず」(石川 1980:202)。

近代政治の根本は万民の生活の安寧の維持=保護にあり、そのため次第に発達してきた経済学的研究にこそ、その解決策を求めるなければならないというのである。特に失業こそ、最も深刻な問題である。なぜ失業が発生するのか、その対策はいかん、これが啄木の問い合わせである。ところが、この工場法案を提出する官僚の意識は、いかなるものであろうか。

「工場における工場主[と]職工[の]間の関係をみると親睦協和あたかも家族師弟たるがごとき情誼やうやく去り、階級的差等間隙やや其跡を現はさんとす、いまや情誼の関係すでに衰弱してこれに代るべき法律上の関係確立せざるをもって雇者被雇者の規律すこぶる紊乱し、雇者は被雇者の転々移動するに苦しみ、被雇者も亦往々にして雇者の圧抑に屈従するの悲嘆に沈淪する者あり」(橋本 298-299)。

要するに、家族主義的な情誼関係が崩壊して両者の間に階級意識の亀裂が入り込んできている、これは法律でもって対処せざるを得ない事態である、との認識をしめしている。

工場法はその後、どのような経過をたどったのであろうか。欧州大戦の結果として国際労働憲章が宣言され、日本も国際労働機関に参加する。それに促されて 1923 年(大正 12 年)に工場法適用工場の範囲を拡張し、職工扶助に関する改正、職工解雇に関する制限、就業規則の制定、産婦および母性の保護、賃金の率及び計算方法の明示、死傷者及び災害事故に関する事項など重要な改正をみるにいたった(橋本 300)。産業革命が単なる技術革新ではなく、それにともなう勤労者の労働諸条件の改革を伴うという意味で、日本の産業革命期は 1880 年代から始まるとしても、1910 年代までに終結するのだろうか。例えば大江志乃夫は 1906 年の「鉄道国有化法」制定、1911 年の「電気事業法」制定、1911 年の絹織業の輸出産業としての確立などをもって、日本の「工場制確立の画期」(大江 286)とする、すべて技術中心型産業革命像を提示している。しかし、日本の産業革命も労働諸条件改革・参政権要求と実現過程を含み、工場法改革(1923 年)・普通選挙法(1925 年)までの期間をたどる。

《産業革命から第二次市民革命へ》 そもそも「第一次市民革命」(イギリスの 1649 年、フランスの 1789 年、日本の 1868 年)はブルジョア、即ち、財産所持者のみが参加する「市民社会=ブルジョア社会」を構築するための政治革命である。財産所有者が構築した社会は資本主義を確立し発展する目的をもつ。したがって、最初の「第一次市民革命」は産業革命の前提条件を準備=構築するための革命である。しかし産業革命から勤労者という新しい主体が育ってくる。なるほど彼らには財産は無い無産者である。しかし、財産所有者の財産そのものを生産し維持する力量をもって、財産所有者に対して発言力をもつようになってくる。この力量が勤労者の労働=生活条件の改善を目的とする工場法を制定させる。さらに彼らは参政権を要求し、財産所有者に承認させる。最初の市民革命でできあがった「市民社会=ブルジョア社会」に財産所有者とは異質な者たち(無産者)が入ってくる。これは当初は「社会主義運動」の形をとるが、やがて「第二次市民革命」というべき体制内社会改革として定着する。まもなく女性も参政権を要求する運動を発端とする「第三次市民革命」が始まる。秋瑾の闘争は中国におけるその先駆であった。「第三次市民革命」は gender, handicapped, minority, ecology をキーワードとする、すべて 20 世紀以降の改革運動である。因みに、handicapped の初出は 1915 年である。日本およびフランスの女性参政権承認は 1945 年である。いまだ見られるフランス革命を美化し神話化する知的停滞がこの事実に晒される。

「自由(liberté)・平等(égalité)・友愛(fraternité)」という原理は 1789 年の《人権宣言》にはない。「ない」のである。人権宣言の原理は「自由・平等・所有(propriété)」である。その「所有」はブルジョア的所有である。財産所有者のみが納税者であり、したがって参政権があるという考え方(ディドロ)である。明治の元勲たちはこの点をしっかり学んだ。「友愛」は 1848 年 11 月 4 日制定のフランス第二次共和政憲法から始まる原理である。同じように見えても、「所

有」に結合した 1789 年の「自由・平等」と、「友愛」に結合した 1848 年の「自由・平等」とでは、内実が異なる。この相違を弁別する本格的研究が必要である。ブルジョア独裁を樹立するフランス第一次市民革命と原理「友愛(fraternité)」とは矛盾する。「友愛」の早生の芽は徹底的に摘まれた。イギリス第一次市民革命における「平等派(levelers)の抹殺」もそうである。明治維新の「自由民権派の懷柔と掃討」もそうである。「友愛」とはそもそも、身分や地位が異なるものたちがその垣根を超えて共和することを意味する。1848 年の原理「友愛」は「市民社会の成員を拡張する原理」となる。こうして、1789 年のブルジョアの市民革命のつぎに、労働者の市民社会への参加権を承認する 1848 年の市民革命＝「第二次市民革命」が起こったのである。《フランスでは市民革命が、イギリスでは産業革命が》という、それぞれ一面的な意味での「二重革命」(エリック・ホブズボーム)が起こったのではない。イギリスでもフランスでも「第一次市民革命」で産業革命の基盤が構築され、そこから賃金労働者を中心とする勤労者が政治主体となって《われら無産者にも参政権を与えよ》との要求が貫徹する。それが「第二次市民革命」である。「産業革命→第二次市民革命」という「二重革命」が両国それぞれに展開したのである。同じように、日本の「第一次市民革命」である明治維新(1868 年)につぐ「第二次市民革命」は、日本の産業革命の中から、ほぼ 45 年間(1880～1925 年)かけて生成してくる。啄木はその最中、明治末期(1910 年前後)に「第二次市民革命」を「地租軽減問題」・「工場法案」・「社会主義評価」で経験しているのである。

「友愛」の原理は「市民法」を基礎としつつ「工場法」を含む「社会法」を生成＝発展させる。その原理は「他者」の存在を容認する「寛容(tolerance)」を定着させることにほかならない。日本では 1898 年(明治 31 年)に民法の「総則と契約・物権・債権の三篇」及び「親族・相続の二篇」が実施された。資本主義の展開について、特にその激動的な変革期である産業革命期では、「契約の自由」という市民法の原則は、「労働力」という賃金労働者の主要財産＝所有物にそのまま無条件で適応していいのか。さらには、地主資金の資本への転化＝土地の動産化のもとで、借地人を地主の「契約の自由」に晒していいのか。都市市民の居住権は危うくなるにまかせていいのか。農村の小作人の借地は、地主の契約の自由権を盾とする恣意にまかせていいのか。このような市民法の原則を再検討＝再定義しなければならない課題が資本主義の発達とともに生まれてくる。市民法と社会法との関係問題である。日本では早くも明治維新直後の明治 7 年(1874 年)に最初の「社会法」ともいべき「恤救規則」が検討されるが廃案になる。その後、救民救助法案(明治 23 年＝1890 年)、救貧法案(明治 35 年＝1902 年)などの案が浮かび上がったが、いずれも廃案となつた(自由民権派排除の前奏)。ところが、第一次世界大戦＝ロシア革命、労働運動、小作争議、米騒動などの影響があつて、1918 年(大正 7 年)に「救済事業調査会」がつくられ、「救護法」が 1932 年(昭和 7 年)に実施される。このように、「市民法」

は資本主義の法的基盤でありつづけながら、その上にいわば「post-civil code(市民法以後法)」として「社会法」が不可欠になってくる。社会法は市民法を基盤とする。市民法なきところの社会法なるものは実態的には「pre-civil code(市民法以前法)」であることが多い(橋本 340 参照)。スタハーノフ的な全人民を労働に《自発的に参加させる》強制動員体制に「労働三権」が存在すると誤解してはならない。現存した社会主義国に市民社会の実現を期待した思想は、「post-civil code」と「pre-civil code」との組織外見上の類似性に目がくらみ、エリート指導の《民主主義》と国家資本主義管理体制とを原理的に拒絶できない理論的弱点をもつていなかつただろうか。最近、中国では 2007 年 10 月 1 日に物權法(市民法の一部)が、労働契約法(社会法の一部)が 2008 年 1 月 1 日に施行された。市民法と社会法とのこの同時成立現象に、現存した社会主義国とはなにかが示唆されている。

#### (10) 生活者の歌へ

池田功の調査によれば、啄木は生涯に、「春」を詠んだ歌を 99 首、「夏」を 26 首、「秋」を 150 首、「冬」を 19 首つくっている。「秋」が 51% と圧倒的に多い。しかも、「秋風」・「秋」の使用頻度には周期がある。頻度の多い年は 1902 年、1908 年、1910 年である。1902 年(明治 35 年)には「秋風」が 3 回、「秋」が 33 回=計 36 回、1908(明治 41 年)には「秋風」が 6 回、「秋」が 44 回=計 50 回、1910 年(明治 43 年)には「秋風」が 19 回、「秋」が 39 回=計 58 回、それぞれ使用している(池田 90)。啄木の精神的転機は秋に訪れ、「秋風・秋」をキーワードにその旋回を表現したのである。しかし、啄木の「秋風」や「秋」の使用は、短歌に限られない。短歌における二回目の頂点である 1908 年の前年 1907 年も、エッセイ「秋風記」に見られるように、「秋風」・「秋」は啄木のキーワードである。

1907 年の「秋風記」、1909 年の「弓町より」、1910 年の「九月の夜の不平」のそれぞれの「秋」は、啄木の精神的推移の画期を刻む。『一握の砂』(1910 年 12 月 1 日刊行)に収録されることになる、金田一京助との友情を記念するために 1908 年秋に作った 51 首「秋風のこころよさに」もそうである。2 年後の 1910 年の秋に作歌した「九月の夜の不平」34 首のうち 15 首には、用語「秋風」・「秋」が用いられている(44%)。34 首のから 26 首を『一握の砂』に収録した(76.5%)。啄木が『一握の砂』に収めなかった 8 首をあげる。それぞれの冒頭の数は「九月の夜の不平」全 34 首に筆者がつけた番号である(石川 2006 : 320-321 参照)。

20 《何となく顔がさもしき邦人の首府の大空を秋の風吹く》

21 《つね日頃好みて言ひし革命の語をつゝしみて秋に入れりけり》

22 《今思へばげに彼もまた秋水の一昧なりしと知るふしもあり》

23 『この世よりのがれむと思ふ企てに遊蕩の名を与えられしかな』  
25 『秋の風我等明治の青年の危機をかなしむ顔撫でゝ吹く』  
26 『時代閉塞の現状を奈何にせむ秋に入りてことに斯く思ふかな』  
30 『地図の上朝鮮国にくろぐろと墨ぬりつつ秋風を聴く』。  
34 『明治四十三年の秋わが心ことに眞面目になりて悲しも』  
20 を変えたと思われる歌が『一握の砂』にある。《邦人の顔はたへがたく卑しげに目にうつる日なり家にこもらむ》。21 の「革命の語」、22 の「秋水の一昧」は官憲を刺激する。30 の「日韓併合」批判歌もそうである。23 は啄木個人の精神遍歴の痛々しい記録である。25・26・34 の歌も明治国家体制への青年の批判歌である。21・22・25・26・30・34 の歌を除いたのは、官憲の検閲を避けるためであろう。同じ言論制約はエッセイ「秋風記」や「卓上一枝」にも存在した。秋瑾たちの「安慶事件」の名前をあげられなかつたのである。

啄木は、未公表論文「時代閉塞の現状」(1910 年=明治 43 年 8 月)で、上記の歌 26 「時代閉塞の現状を奈何にせむ…」や 25 「秋の風我等明治の青年の…」や 34 「明治四十三年の…」に込めた意味を書いている。啄木はそこで、《二つの不思議、資本と遊民》を論じる。

「今日に於いては、一切の発明は實に一切の労力と共に全く無価値である — 資本という不思議な勢力の援助を得ない限りは」(石川 1980 : 268)。啄木のいう「技術・労働力」だけでなく「土地」も資本主義が浸透すればするほど商品化し、資本(貨幣資金)なしには結合せず、生産は始まらない。資本があつてこそ、その他の物は現実的意味をもつ。貨幣で買われないものは価値がなく、存在する価値がないと烙印を押される。啄木はそれをいうのである。すでに「百回通信」でみた「地主資金の資本への転化」が資本を浸透させその力を増加する。資本とはレント(剩余)の取得を目的とする。レントが発生しないと判断されれば、いかに社会的に必要があろうとも、労働力・土地・技術は買われず実用化されない。そこで生まれるのが失業者である。啄木は「工場法案」の欠陥を失業問題に正面から取り組んでいない点にあると力説していた。その結果生まれるのが、漱石も描いた《遊民》=「親の脛をかじる失業者」である。

「日本には今《遊民》といふ不思議な階級が漸次其数を増しつつある。今やどんな僻村に行っても三人か五人の中学卒業生がある。そうして彼等の事業は、實に、父兄の財産を食ひ減す事と無駄話をする事だけである」(石川 1980 : 268)。

何時か親は死ぬ。残される遺産にも相続税がかけられる。しかも、遊民は表面を繕っていても内面は決して満たされていない。自己の存在意義を確証することができず、不安である。生活不安は激化するポテンシャルをもつ。そこで強権国家は先手を打つ。青年を懷柔し籠絡するのである。国家は強権であるだけでなく、老齢である。「我々[明治の]青年を囲繞する空気は、今やもう少しも流動しなくなつた。強権の勢力は普く国内に行亘つてゐる。現代社会組織は其

隅々まで発達している」(石川 1980 : 268)。啄木はそこに至った明治青年の精神史を三段階に分けて論じる。

第一段階は、権力の個人主義が風靡したころである。しかし、そこには「伝習的迷信」が混入していた。青年と既成の関係を把握するさい、日蓮を偶像化する限界があった。

第二段階は、宗教的欲求の時代である。第一段階が自力で自己を既成の秩序に主張しようとしたのに対し、第二段階では逆に、他力によって既成の外で同じこと、即ち、自己を主張しようとした。その典型が「梁川綱島」である。そうである。かつて(1907年9月)エッセイ「秋風記」を書いて、梁川綱島を称えた啄木は、いま、彼を乗り越える。すでにこの第二段階で《科学》の重みが我々明治青年の心に浸透していたという。

第三段階は、純粹自然主義との結合時代である。「この時代には、前の時代において我々の敵であった科学は却って我々の味方であった」(石川 1980 : 271)。第一段階の「自力」 = 「ニーチェ的超人」でもなく、「他力」 = 「綱島的宗教的人格」でもなく、それらを超える地平、国家や社会も科学的に見据える見地に立たなければならぬという。以上の三つの段階から、明治の青年はいかなる立脚地点を獲得したのか。啄木はいう。

「一切の空想を峻拒して、そこに残る唯一の真実—《必要》！　これ実に我々が未来に向かって求むべき一切である。我々は今最も厳密に、大胆に、自由に《今日》を研究して、そこに我々自身にとっての《明日》の必要を発見しなければならぬ」(石川 1980 : 271)。「明治40年代以後の詩は、明治40年代以後の言葉で書かれねばならぬという事は…新しい詩の精神、即ち時代の精神の必然の要求であった。私は最近数年間の自然主義の運動も、明治の日本人が四十年間の生活から編み出した最初の哲学の萌芽であると思う。…哲学の実行という以外に我々の生存には意義がない」(石川 1980 : 216)。「我々が要求する詩は、現在の日本に生活し、現在の日本語を用い、現在の日本を了解しているところの日本人に依て歌われた詩[強調傍点は原文]でなければならぬという事である。…諸君は、詩を詩として新しいものにしようという事に熱心な余り、自己および自己の生活を改善するという一大事を閑却していないか」(石川 1980 : 218—219。強調傍点は原文)。

「詩歌」の以前に「生活の必要」がある。啄木はこの地点まで到達した。啄木は明治時代を明治40年までと明治40年代以後に分けている。明治40年は「秋風記」の1907年である。その年から明治日本も自分も変革したとみている。明治40年が分水嶺である。新しい哲学を実行する以外に我々の生存には意義がないという。若きマルクスも哲学の思弁にふけるのではなく、哲学の実現こそ、哲学という形態で提起されてきた問題が解消されるときである、とヘーゲル左派内部のゴタゴタのなかで、冷静に見通していた。啄木の観点「必要」とは「実際の生活上の必要」のことである。

しかし、注意すべきことに、明治の青年をしてこの「生活の必要」という肝心の観点から遊離させる力が働いている。あの老猾な魔手が伸びてくる。啄木はそれに気づいている。ほぼ 8 ヶ月前『スバル』に掲載した「きれぎれに心に浮かんだ感じと感想」で指摘する。

「道徳の性質および発達を国家という組織から分離して考えるという事は、極めて明白な誤謬である一寧ろ、日本人に最も特有なる卑怯である」(石川 1980 : 230)。

道徳を国家組織から分離せず国家組織の形態と運用から考える、生活の必要を第一義とする人々から考える、その観点から国家組織を再建することを訴えているのである。《道徳=国家問題から逃げるな》、これが啄木のアピールである。慈善団体の会長に金持ちが納まる人民籠絡の策謀を暴く。自力で身を立てた人を《あのは人は苦労人ですからねえ》と上から冷笑する左翼貴族主義者を啄木の思想は暴く。啄木はそのほぼ 2 カ月後、1910 年=明治 43 年 2 月に『東京毎日新聞』に三回掲載した「性急な思想」でも指摘している。

「国家といふものに就いて眞面目に考へてゐる人を笑ふやうな傾向が、或る種類の青年の間に風を成してゐるやうな事がないか。少なくとも、さういふ実際の社会生活上の問題を云々しない事を以て、忠実なる文芸家、澆刺たる近代人の面目であるといふやうに見せてゐる、或ひは見てゐる人はないか。実際上の問題を軽蔑する事を近代の虚無的傾向であるといふやうに速了してゐる人はないか」(石川 1980 : 248-249)。

啄木は、傍観を客観視と偽ることを批判しているのである。傍観はなにも見ようとしていない。実際的なことに「わが事柄」として関わると、それが道徳と国家に深く関与していることが透けて見えてくる。個人の生活から国家の正体や国家が垂れる道徳の正体が見えてくる。見た人が真剣に語りはじめると、《まあ、そんなにトンガルナ》と傍観ボスが冷やかし、周囲の者が爆笑する。啄木は、傍観の精神風土に反発しながらも、実は自分も生活の足場を見てこなかつたという悔恨から、生活の足場を見させまいとする国家を直視せず逃避するスマートな「優等生」(竹内好)の姿勢を問うのである。新聞記者として、実際の事柄の扱い手(直接生産者)の現実を知つて、生活が道徳と国家とに直結していることが明確になってきた。その関連を見させず、切り離そうとする権力と「左右の貴族主義」が明治青年の精神にまで浸透し腐らせている。だから、啄木は永井荷風の「田舎の坊っちゃん風文学」を峻拒した。そんな精神で書く文学、作る歌とはなにか。宫廷歌のまねをして、「いい気なものだ」(竹内好)。とにかく、歌を捨てよ。歌う前に、飢える赤子に乳を飲ませよ、田畑を耕し、実りを喜べ。そのあと、歌うべき事柄を歌え。この境地に啄木は立ったのである。短歌を作った三木清は改造社版『新編石川啄木全集』の発刊のさい(1938 年)、啄木は「社会性・思想性をもつヒューマニズム」に立ち「激しい詩精神を具現している」と「推薦の辞」で書いた(三木 713)。啄木の「回心」は 1910 年(明治 43 年)1 月 9 日、『紅霞』の編集者・大島経男(1877-1941)宛の書簡にも記録されている。

「あの頃私は実に一個の憐れなる、卑怯なる空想家でした。あらゆる事実、あらゆる正しい理を回避して、自家の貧弱なる空想の中にかくれてゐたにすぎません、私の半生を貫く反抗的神経、その神経は、然し乍ら、つまり自分で自分に反抗してゐたに過ぎません、それと気がつかずに、唯反抗その事にやりどころなき自分の感情を託して、恣嗟し、慷慨し、自矜してゐた臆病な無識者は、遂に内外両面の意味に於いて《破産》を免れませんでした、……この破産が一時的の恐慌から起つたのでなく、長き深き原因に基づいたものである事を明らかにしたに過ぎません。最近昨年(1909年=明治42年)秋の末私は漸くその危険なる状態から、脱することが出来ました」(石川1979b:291)。

このような境地から啄木は1911年(明治44年)、友人の弁護士・平出修から「幸徳事件」の資料を借り精読し筆写し彼から意見を聞き、幸徳秋水のテロリズム実行計画が不存在であったことを確認した。啄木の幸徳事件研究は、啄木がテロリズムや無政府主義を肯定していたことを意味しない。「秋水は…菅野(須賀子)に、生命の尊重を説き、暗殺計画の放棄を進めた」(中村文雄98)という。啄木は、新聞記者として現実を凝視することで、テロリズムへの可能性を秘める超人的思想を捨て、《生活の必要》に徹して生きる姿勢を固め、そこから《生活の歌》を歌うように自己変革を遂げてきたのである。啄木のその態度は、日本留学中に秋瑾と親しかった時期があったがやがて彼女に思想的に距離をおくようになった魯迅の態度(竹内141参照)に対応している。

#### [参考文献]

- 石川啄木(1978a)『石川啄木全集』第1巻、筑摩書房。  
石川啄木(1979a)『石川啄木全集』第2巻、筑摩書房。  
石川啄木(1978b)『石川啄木全集』第3巻、筑摩書房。  
石川啄木(1980)『石川啄木全集』第4巻、筑摩書房。  
石川啄木(1978c)『石川啄木全集』第5巻、筑摩書房。  
石川啄木(1978d)『石川啄木全集』第6巻、筑摩書房。  
石川啄木(1979b)『石川啄木全集』第7巻、筑摩書房。  
石川啄木(1979c)『石川啄木全集』第8巻、筑摩書房。  
石川啄木(1929)『石川啄木全集』第4巻、改造社。  
石川啄木(1967)『啄木歌集』角川文庫。  
石川啄木(1978)『時代閉塞の現状・食うべき詩・他十編』岩波文庫。  
石川啄木(2006)『新編 啄木歌集』久保田正文編、岩波書店。  
橋本文雄(1934)『社会法と市民法』岩波書店。

- 堀川哲男(1983)『孫文』講談社。
- 池田功(2006)『石川啄木—国際性への視座—』おうふう。
- 猪俣驥一編(1930)『日本經濟図表』日本評論社。
- 工藤与志男編(1986)『新聞記者・石川啄木』こころざし出版社。
- 近藤典彦(1989)『国家を撃つ者 石川啄木』同時代社。
- 近藤典彦(2000)『啄木短歌に時代を読む』吉川弘文館。
- 魯迅(1964a, 1964b)『魯迅選集』竹内好訳、第1巻、第2巻。岩波書店。
- 三木清(1968)『三木清全集(第19巻)』岩波書店。
- 永田圭介(2004)『中国女性革命詩人秋瑾の生涯 競雄女侠伝』編集工房ノア。
- 中村文雄(1998)『大逆事件の全体像』三一書房。
- 中村政則(2000)「明治・大正期における《地代の資本転化》と財政政策」武田晴人・中林真幸  
編『近代の経済構造』東京堂出版；初出は『一橋論叢』第53号第5号、1965年5月。
- 大江志乃夫(1968)『日本の産業革命』岩波書店。
- 折戸洪太(2007)『中国経済改革と洋務運動』白帝社。
- 佐藤昌(1916=大正5年)『産業革命と農業問題』裳華房。
- 鈴江言一(1950)『孫文伝』岩波書店。
- 竹内実(2008)『コオロギと革命の中国』PHP新書。
- 武田泰淳(1968)『秋風秋雨人を愁殺す — 秋瑾女士伝 —』筑摩書房。
- 武田泰淳(2003)『身心快楽』講談社。引用文初出『中国文学月報』1940年1月。
- 橘撲(1936)『支那社会研究』日本評論社。
- 橘撲(1943)『中華民国三十年史』岩波新書。
- 沢本香子(2008) <http://www.biwa.ne.jp/~tarumoto/s1105.html> 「新聞に見る徐錫麟事件、秋瑾事件」。
- 東京政治経済研究所(1930)『1920—30 政治経済年鑑』日本評論社。
- 豊島直道・花井卓藏・谷田三郎監修(1917)『日本制裁法規(全)』清水書店。
- 壺齋散人(引地博信)(2007)「秋瑾女史愛国の詩：寶刀歌」：<http://blog.hix05.com/cgi/mt/mt-tb.cgi/113>
- 内田弘(2001)「世界資本主義と市民社会の歴史理論」専修大学社会科学研究所編『グローバリズムと日本』専修大学出版局。
- 内田弘(2007)『三木清の戦時レトリックと戦時日本社会論』『(専修大学)社会科学年報』No.41。
- 山本進(2002)『清代社会経済史』創成社。
- 和田正広編著(2000)『中国伝統社会の歴史的特質—宗族・官僚・啓蒙—』中国書店。(以上)